

2019年（平成31年）3月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

市税の調定、徴収状況の管理及び決算に関すること
に係るコンピュータ処理について（答申）

2019年（平成31年）3月4日付けで諮問（第958号）された市税の調定、徴収状況の管理及び決算に関することに係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことについては、「3 審議会の判断理由」に述べるところにより適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

（1）諮問に至った経過

本市では、市税の多様な納付手段の導入と収納情報のデータ化を進めることで、納付者の利便性の向上とともに、事務の効率化に取り組んでいる。

平成19年度に軽自動車税のクレジットカード収納（答申第243号）、平成22年度にはコンビニ収納（答申第423号）、平成30年度にはコンビニ収納の仕組みを活用したモバイルバンキング収納（答申第904号）を実施してきた。

平成31年度からは、コンビニ収納の仕組みを活用したモバイルレジックレジット収納を開始する予定であり、このモバイルレジックレジット収納の対象税目は、個人市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、固定資産税（償却資産）及び軽自動車税とする。

モバイルレジックレジット収納において、コンピュータ処理を実施す

ることから、条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) モバイルレジクレジット収納の納付の流れ

- ア 納付者がコンビニ収納代行事業者の専用アプリを起動
- イ 納付書に印刷されたバーコードを読取
- ウ 表示された納付情報（自治体名，税目，金額）を確認し，納付方法をクレジットカードと選択
- エ 利用条件に同意
- オ クレジットカード番号，セキュリティコード，カード有効期限を入力
- カ 支払内容を確認し，決済を実行
- キ 手続完了画面の表示

(3) 取扱う情報

- ア 市と納付者
納付書の記載情報
- イ 納付者とコンビニ収納代行事業者
納付書のバーコード情報，クレジットカード情報
- ウ コンビニ収納代行事業者とクレジットカード会社
自治体名，税目，金額，クレジットカード情報
- エ コンビニ収納代行事業者と市
納付書のバーコード情報，収納店舗情報，収納日時

(4) コンピュータ処理の必要性

本市は基幹業務システムを導入し収納情報をコンピュータ処理していること，コンビニ収納代行事業者においても収納情報をコンピュータ処理により管理していることから，コンビニ収納代行事業者からの収納情報の受信においてもコンピュータ処理を行う必要がある。

(5) 収納情報受信の流れ

- ア コンビニ収納代行事業者と市
納税課に設置しているコンビニ収納受信システム端末にて，コンビニ収納代行事業者からの収納情報を受信
- イ 納税課とIT推進課
受信システム端末のファイル転送機能によりIT推進課へ収納情報を送信

(6) 安全対策

- ア 基本契約（三者契約）における安全対策の規定

(ア) 個人情報の取扱いについての取り決め

条例第16条第1項の規定に基づき，収納代行事業者と個人情報の取扱いについて取り決めに交わし，個人情報の管理・保護に適正な取扱いに努めるなど必要な措置を講じる。

(イ) 関係法令等及び契約書等の遵守

本市・収納代行事業者・クレジットカード会社の三者に対する関係法令等の遵守を定める。

(ウ) 再委託の禁止

収納業務の再委託を原則禁止する。そのため、収納代行事業者及びクレジットカード会社に対しては、収納代行事業者の社内に構築されたシステムによって運用させ、社外での作業や機密情報の漏えいを防ぐ。

(エ) 機密情報の保管・廃棄

機密情報の保持義務、目的外利用の禁止、複製禁止について定め、その保管及び搬送に当たっては、紛失・き損・漏えい・他目的利用のないよう措置された保管場所で保管し、電子計算機等を利用する場合は機密情報の保護の徹底が図られるようなシステムを構築することを義務付ける。また、廃棄時には、物理的な手法により読取不可能な状態とすることと定める。

(オ) 検査及び指導について

地方自治法施行令第158条の2第3項の規定に基づき、本市は収納事務を委託した収納代行事業者に対して、事務の状況を検査することができる。

本市の委託先に対する検査及び是正勧告を契約書に定める。さらに、条例の本旨に則った、適切な業務の執行を確認・指導する。

(カ) 事故等発生時の対応

事故等が発生した場合の連絡体制や対処について定め、緊急時にも柔軟な対応が可能な体制を整える。なお、委託予定の収納代行事業者は、これまでの経験やノウハウに基づきトラブル対応を標準化したマニュアルを作成しており、オペレーションミスの分析や報告などクレジットカード会社各社との連絡体制が確保されている。

(キ) 損害賠償責任の範囲の明記

モバイルレジクレジットカード収納に係る本市・収納代行事業者・クレジットカード会社のそれぞれの責任範囲を定め、違反した場合の損害賠償責任について明らかにする。

イ 収納情報の伝送方法

収納代行業者と本市の間の伝送では、総合行政ネットワーク(LG-WAN)回線を使用し、外部からのアクセスを許可せず、個人情報情報の漏洩を防止する。また、受信の際は、収納代行業者から提供されたLG-WAN ASPサービスを使用することにより、データを暗号化するなど、セキュリティを強化する。

ウ 受信システム端末の使用用途の制限

受信システム端末は、収納情報受信専用端末とし、収納代行事業者への情報の送信や、他の業務系パソコンとの結合は行わない。また、取得した収納情報はF F F T P（サーバー同士でファイルを転送することができるソフトウェア）を介して現在稼働しているホストコンピュータに取り込むため、個人情報の入力等の業務が行われることはなく、受信業務の他に、統計資料作成及び収納情報検索のみを行うものとする。

エ 受信システム端末に係る操作者の制限

端末起動時及びスクリーンセーバー解除時にI Dとパスワードを設定し、操作者を限定することにより、担当職員以外の不正アクセスを防止する。

オ L G - W A N A S P サービス（pufure）に係る操作者の制限

システムログイン時にI Dとパスワードを設定し、操作者を限定することにより、納税課担当職員以外の不正アクセスを防止する。

カ 日常的な安全対策

藤沢市コンピュータシステム管理運営規程を遵守する。

(7) 実施時期

2019年（平成31年）4月（予定）

(8) 添付資料

ア モバイルレジクレジット収納の概要

イ 市税納付書に記載の個人情報

ウ 市税バーコード仕様

エ 藤沢市モバイルレジクレジット収納に係る基本契約書

オ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

市は基幹業務システムを導入し収納情報をコンピュータ処理していること、コンビニ収納代行事業者においても収納情報をコンピュータ処理により管理していることから、コンビニ収納代行事業者からの収納情報の受信においてもコンピュータ処理を行う必要がある

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が2実施機関の説明要旨(6)安全対策のア(ア)から(キ)

並びにイからカに示す安全対策は、次のとおりである。

ア 安全対策を高めるための措置 ア(ウ), (カ), (キ), ウ

イ 利用後にデータを確実に消去するための措置 ア(エ)

ウ 日常的な安全対策 ア(ア), (イ), (エ), カ

エ 実施機関が受託者の安全対策を確認できるようにするための措置 ア(オ)

オ 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 イ, エ, オ

カ ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置 イ, ウ, エ, オ

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

なお、受託者に対し監督、調査報告等を実施するような契約書の記載、及びその具体的な方法について検討すること。

以 上